

# 富山市教育委員会 1 2 月定例会 資料



# 富山市教育委員会スクールバス及び学校行事用バスの 運行及び管理に関する規則の制定について

[学校教育課]

[学校再編推進課]

## (1) 趣旨

富山市立小学校、中学校及び義務教育学校に就学する児童及び生徒の通学の負担の軽減を図るとともに、市立学校が実施する学校行事の効率的な実施に資するため富山市教育委員会が運行するスクールバス及び学校行事用バスの運行及び管理に関し、必要な事項を定めるもの。

## (2) 制定内容

ア 運行体制（安全な運行の確保及び交通事故の防止を図る）

- ・委員会に総括運行管理責任者及び運行管理責任者を置く。

イ スクールバスの運行

- ・運行対象とする学校名
- ・利用対象者の定義
- ・停留所及び乗降場所の指定や変更
- ・スクールバス利用申込み（変更申込み）に関する手順や時期、対応期限等
- ・運行計画の作成

ウ 学校行事用バスの運行

- ・運行対象となる学校行事の範囲
- ・利用調整
- ・運行計画の作成

## (3) 施行期日

令和8年4月1日

（ただし、準備行為については公布日から施行する。）

富山市スクールバス及び学校行事用バスの運行及び管理に関する規則をここに公布する。

令和7年12月 日

富山市教育委員会  
教育長 宮 口 克 志

富山市教育委員会規則第 号

富山市スクールバス及び学校行事用バスの運行及び管理に関する規則

目次

第1章 通則（第1条・第2条）

第2章 スクールバス（第3条—第8条）

第3章 学校行事用バス（第9条—第11条）

第4章 雑則（第12条）

第1章 通則

（趣旨）

第1条 この規則は、富山市立学校設置条例（平成17年富山市条例第250号）別表第1から別表第3までに掲げる小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市立学校」という。）に就学する児童及び生徒の通学の負担の軽減を図るとともに、市立学校が実施する学校行事の効率的な実施に資するため富山市教育委員会（以下「委員会」という。）が運行するスクールバス及び学校行事用バス（第9条に規定する学校行事を実施するに当たり市が所有する車両（リース契約により市が使用する車両を含む。）を用いて児童、生徒等を輸送することをいう。以下同じ。）の運行及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（運行管理責任者）

第2条 委員会に、スクールバス及び学校行事用バスの安全な運行の確保及び交通事故の防止を図るため、総括運行管理責任者及び運行管理責任者を置く。

2 総括運行管理責任者及び運行管理責任者は、次の表の左欄に掲げる区

分に応じ、同表の中欄に掲げる者をもって充て、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

総括運行管理責任者	スクールバス及び学校行事用バスの運行管理を担当する課（以下「担当課」という。）の課長	上司の命を受け、委員会が別に定める運行管理の業務（以下「運行管理業務」という。）を総括し、運行管理責任者及び担当課における運行管理業務を担当する職員（以下「担当者」という。）を指揮監督する。
運行管理責任者	担当課における担当係の係長	上司の命を受け、総括運行管理責任者を補佐し、担当者を指揮監督する。

- 3 委員会は、総括運行管理責任者、運行管理責任者及び担当者に、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の4の規定により国土交通大臣の認定を受けた講習を受講させるものとする。

## 第2章 スクールバス

（スクールバスの運行）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる市立学校の区分に応じ、当該各号に定める市立学校において、スクールバスの運行を行うものとする。

- (1) 小学校 富山市立大広田小学校、富山市立大沢野小学校、富山市立古里小学校及び富山市立神通碧小学校
- (2) 中学校 富山市立大沢野中学校、富山市立八尾中学校及び富山市立楡原中学校
- (3) 義務教育学校 富山市立義務教育学校水橋学園  
（スクールバスの利用対象者）

第4条 スクールバスの利用対象者は、前条各号に掲げる市立学校に就学する児童又は生徒であって同号に定める市立学校ごとに委員会が別に定める区域に居住するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市立学校の統合により、当該統合前に就学していた市立学校までの

通学距離より当該統合後に就学する市立学校までの通学距離が遠くなることとなった児童又は生徒

- (2) 市立学校の統合に係る協議等を行う地域団体等との協議に基づき、委員会が必要があると認める児童又は生徒
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第40条（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定による委託により、市立学校へ就学する児童又は生徒
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認める児童又は生徒

（停留所及び乗降場所）

第5条 委員会は、児童及び生徒の輸送の安全が確保できると認められる場所にスクールバスの停留所を設置するものとする。

2 前項の規定は、同項の規定により設置した停留所の場所を変更する場合に準用する。

3 委員会は、前2項の規定により設置した停留所の周辺における工事、積雪その他の理由による道路等の状況の変化その他の環境の変化により、児童及び生徒の輸送の安全の確保が困難であると認めるときは、当該停留所の場所を臨時に変更することができる。

4 委員会は、前2項の規定により停留所の場所を変更した場合は、速やかに、当該停留所を乗降場所とする児童及び生徒並びにその保護者、当該市立学校の長その他の関係者にその旨を通知しなければならない。ただし、当該停留所の場所の変更が軽微であるときは、この限りでない。

5 スクールバスを利用する当該児童及び生徒の乗降場所は、第1項又は第2項の規定により設置した停留所のうちから、委員会が指定する。

（スクールバスの利用申込み）

第6条 スクールバスを利用しようとする児童（未就学児であって就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条に規定する就学予定者をいう。第4項において同じ。）であるものを含む。）又は生徒の保護者は、スクールバス利用申込書（様式第1号。次項及び第4項において「利用申込書」という。）を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により利用申込書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して10日以内に、当該利用申込書を提出した者に対し、スクールバス利用開始通知書（様式第2号）を交付するものとする。

3 委員会は、第1項の規定による利用の申込みがあった場合において、当該申込みがあったことにより次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなるときは、前項の規定による通知に利用開始可能日その他の利用の条件を付することができる。

(1) スクールバスの運行時刻を改正する必要があること。

(2) スクールバスの運行に使用する車両を購入する等の必要があること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、スクールバスの利用の調整に相当な期間を要すると認められる事由が生じること。

4 翌学年の初めからスクールバスを利用しようとする場合にあっては、第1項の利用申込書の提出期間は、当該利用を開始しようとする年度の前年度の12月1日から翌年の1月8日までの間とする。この場合における第2項の規定の適用については、同項中「翌日から起算して10日以内」とあるのは、「属する年度の3月1日まで」とする。

5 委員会は、第2項（前項において読み替えて適用する場合を含む。）に定める通知をした日の翌日から起算して7日以内にその旨を当該市立学校の長に通知しなければならない。

（スクールバスの利用変更申込み）

第7条 前条の規定により利用の開始の通知を受けた者は、転居（第4条に規定する区域内における転居に限る。）をしようとするとき、やむを得ない事情により第5条第4項の規定により指定された乗降場所を変更しようとするとき、又は登校時若しくは下校時におけるスクールバスの利用の有無を変更しようとするときは、あらかじめ、委員会にスクールバス利用変更申込書（様式第3号。次項及び第3項において「利用変更申込書」という。）を提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により利用変更申込書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して10日以内に、当該利用変更申込書

を提出した者に対し、スクールバス利用変更通知書（様式第4号）を交付するものとする。

3 前条第3項の規定は、第1項の規定により利用変更申込書の提出があった場合について準用する。この場合において、前条第3項中「前項」とあるのは、「第7条第2項」と読み替えるものとする。

4 前条第5項の規定は、第2項に定める通知をした場合について準用する。この場合において、前条第5項中「第2項（前項において読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは、「第7条第2項」と読み替えるものとする。

（スクールバスの運行計画）

第8条 委員会は、スクールバスの運行計画を作成するものとする。

### 第3章 学校行事用バス

（学校行事用バスの運行）

第9条 委員会は、スクールバスの運行を妨げない限度において、次に掲げる学校行事であって市立学校において実施するものについて、学校行事用バスの運行を行うものとする。

(1) 委員会が主催する教育活動

(2) 市立学校の統合が予定されている場合における当該統合の対象となる市立学校間の交流学習

(3) 市立学校が統合された場合における当該統合により新たに設置され、又は当該統合後においても引き続き設置される市立学校が実施する校外学習

(4) 2の学年の児童若しくは生徒で編制する学級を有する市立学校又は全ての学年において学級数が1である市立学校が実施する交流学習

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める学校行事

2 学校行事用バスには、当該学校行事に参加する当該市立学校の児童又は生徒及び教職員その他委員会が特に必要があると認める者以外の者は、乗車することができない。

（学校行事用バスの利用調整）

第10条 委員会は、学校行事用バスの利用について必要な調整を行うとともに、市立学校の長その他必要な者に対し、その結果を通知するもの

とする。

(学校行事用バスの運行計画)

第11条 委員会は、学校行事用バスの運行計画を作成するものとする。

#### 第4章 雑則

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、スクールバス及び学校行事用バスの運行及び管理に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 スクールバスに係る停留所の設置、乗降場所の指定及び利用の申込み並びに学校行事用バスの利用の調整その他スクールバス及び学校行事用バスの運行及び管理に関して必要となる準備行為は、この規則の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 前項の場合における第6条の規定の適用については、同条第4項中「前年度の12月1日から翌年の1月8日」とあるのは「令和8年1月13日から同年2月27日」と、「翌日から起算して10日以内」とあるのは、「属する年度の3月1日」とあるのは「提出があった日の翌日から起算して10日以内」とあるのは、「令和8年3月16日まで」と読み替えるものとする。

様式第1号（第6条関係）

スクールバス利用申込書

年 月 日

（宛先）富山市教育委員会

住所

申込者（保護者）氏名

電話

スクールバスを利用したいので、富山市スクールバス及び学校行事用バスの運行及び管理に関する規則第6条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

学校名		
利用する児童生徒	学年	
	氏名	
利用開始日	年 月 日	
登校便の利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
下校便の利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

備考

- 1 学校名欄は、未就学児にあっては就学予定の学校名を記載してください。
- 2 学年欄は、利用開始日における学年を記載してください。

年 月 日

様

富山市教育委員会  
教育長

スクールバス利用開始通知書

年 月 日付けで申込みのありましたスクールバスの利用について、富山市スクールバス及び学校行事用バスの運行及び管理に関する規則第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

学校名				
児童生徒	学年		氏名	
利用期間	年 月 日から		年 月 日まで	
登校便	乗車場所		乗車時刻	
下校便	降車場所			
備考				

注意事項 富山市スクールバス及び学校行事用バスの運行及び管理に関する規則第 4 条に規定するスクールバスの利用対象者としての要件に該当しなくなったときは、利用期間の終期が到来していない場合であっても利用することができなくなります。

様式第3号（第7条関係）

スクールバス利用変更申込書

年 月 日

（宛先）富山市教育委員会

住所

申込者（保護者）氏名

電話

富山市スクールバス及び学校行事用バスの運行及び管理に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおりスクールバスの利用の変更を申し込みます。

学校名		
利用する児童生徒	学年	
	氏名	
利用開始日	年 月 日	
登校便の利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
下校便の利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
利用変更日	年 月 日	
変更の理由		

年 月 日

様

富山市教育委員会  
教育長

スクールバス利用変更通知書

年 月 日付けで申込みのありましたスクールバスの利用変更について、富山市スクールバス及び学校行事用バスの運行及び管理に関する規則第7条第2項の規定により、次のとおり通知します。

学校名				
児童生徒	学年		氏名	
利用期間	年 月 日から		年 月 日まで	
登校便	乗車場所		乗車時刻	
下校便	降車場所			
備考				

注意事項 富山市スクールバス及び学校行事用バスの運行及び管理に関する規則第4条に規定するスクールバスの利用対象者としての要件に該当しなくなったときは、利用期間の終期が到来していない場合であっても利用することができなくなります。

令和7年12月市議会定例会 一般質問の概要

- 1 会 期 令和7年11月28日（金）～12月18日（木）  
           ※一般質問…… 12月3日、4日、8日、9日
- 2 概 要 4日間の一般質問において12人の議員から質問があった。質問者、答弁の概要は次のとおり。

（1）「音楽のあるまちづくり」について

富山市議会自由民主党 高田 真里 議員（12月3日）

（問）小・中学校における音楽科の目標と意義について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）小・中学校における音楽科は、歌唱や器楽等の表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせながら、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを目標としております。

音楽的な見方・考え方を働かせるとは、

- ①音楽を形づくっている要素である音色やリズム等の働きが生み出すよさやおもしろさ、美しさを感じ取る感性を働かせること
- ②音楽がどのように形づくられているかを、要素である音色やリズム等とその働きの視点で捉えること
- ③捉えたことと、自己のイメージや感情との関わり、人や文化などの音楽の背景との関わりについて考えること

であり、音楽科を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであります。

このように、音楽的な見方・考え方を働かせながら音楽科の学習を積み重ねることは、音楽を表現したり、鑑賞するために必要な知識・技能が育成されるとともに、音や音楽に親しむ態度や豊かな情操が培われることで、心豊かな生活を営むことのできる人を育てること、ひいては、心豊かな生活を営むことができる社会の実現に寄与するものと考えております。

（問）歌唱や器楽、鑑賞等の音楽経験が、人間性等を育むにあたりどのような効果があると考えているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、音楽科において、児童生徒が歌唱や器楽、鑑賞等の音楽経験を積み重ねていくことは、

- ①歌唱や楽器演奏の練習によって自己の成長を実感し達成感を味わう
- ②合唱や合奏を通して得られる歌声や音を合わせる喜びが、協調性やコミュニケーション能力を育む
- ③鑑賞を通して他者のいろいろな感じ方や考え方等に接することで多様性に気づき、他者を尊重する態度を育む
- ④創作を通して自己の感情を表現し、他者に認められる経験を積むことによって自己肯定感が高まる

など、社会性や人間性を育むうえで重要な役割を担っているものと考えております。

加えて、音や音楽の楽しさや素晴らしさを知ることは、美しいものを美しいと感じる感性や、より美しいものを求めようとする創造力を培うことにもつながっており、豊かな人間性の醸成にも効果があるものと考えております。

## (2) 熊対策について

### ①富山市議会自由民主党 織田 伸一 議員（12月3日）

(問) 今回の熊出没対応と保護者送迎の状況、並びに学校活動への影響を問う。また、安全確保のための対応方針と、学校・教育委員会としての今後の取組について見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 今年度の熊に関する対応につきましては、11月20日時点で、のべ56校の小・中学校が保護者に登下校の送迎を依頼している状況であり、そのうち26校においては、目撃場所が通学路に近いことなどから、下校時に学校で児童生徒を預かるなどして、必ず保護者に送迎してもらっており、その期間が最長の学校では36日間にのぼっております。

また、熊の目撃情報が寄せられた近隣小・中学校においては、グラウンド等の屋外での活動を控えるとともに、小学校8校において、授業の打ち切りや登校時刻の繰り下げ、中学校9校において、部活動を中止、加えて、宿泊学習や校外学習の中止や活動内容の変更を行っている学校が、小学校で8校、中学校で1校あり、学校の教育活動への影響もみられております。

市教育委員会といたしましては、本年8月29日付通知「クマによる人身被害防止について」において、熊の目撃情報を入手した場合は、学校施設の戸締りを徹底し、グラウンド等の屋外での活動を取りやめたり、日頃から児童生徒に鈴等の音になるものを身につけさせるなどして、安全確保に努めるよう各学校を指導するとともに、10月には2回、各学校に対し、児童生徒に休日の不要不急の外出を控えることや、夜間に熊が出没する可能性のある場所に近づかないことなどを指導するよう、指示しております。

さらに、10月30日には、文部科学省事務連絡「クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について」を配付し、各学校の実情に応じて、熊出没時の安全対策や危機管理マニュアルを見直し、指導を徹底するよう周知したところであります。

今後につきましては、児童生徒の安全確保を第一に考えた上で、保護者や地域の理解と協力を得ながら、熊による被害を未然に防止していくとともに、各学校が地域の状況に応じて適切な対応を素早くとれるよう、これまで同様、防災危機管理部や農林水産部といった他部局や警察等の関係機関と連携を図りながら、対応策の指示や情報提供に努めていきたいと考えております。

## (3) 障がい者スポーツの推進について

### ①公明党 柏 佳枝 議員（12月3日）

(問) 学校教育において障がい者スポーツの認知や普及にどのように取り組んでいるのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 学校教育において障害者スポーツを取り入れた教育活動を行うことは、児童生徒の多様性を尊重する態度の育成や、他者理解を深めることにつながるものであると考えてお

ります。

本市の小・中学校におきましては、

- ①インクルーシブ社会について学ぶ授業において、児童生徒がボッチャやゴールボールを体験する
- ②目標をもつことの大切さや継続して努力することの大切さを学ぶ機会として、パラスポーツ選手を招いた講演会を開催し、講話を聞いたり、一緒に競技を行う
- ③総合的な学習の時間等における福祉をテーマにした学習において、障害者スポーツについて調べたり、紹介し合う

など、障害者スポーツを取り入れた教育活動を行っている学校もあります。

加えて、市教育委員会では、本市に寄贈されたボッチャ用具セットを市内小・中学校に貸し出すとともに、活用例を示すことで、学級や学年の枠を越えた児童生徒と一緒にスポーツを楽しむ機会を取り入れることができるようにもしております。

(問) 子どもたちの共生意識をどのように育てているのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 本市の小・中学校では、障害のある人もない人も共に学ぶインクルーシブ教育の理念の下、共生社会を形成していくための意識を育むことにつながる様々な教育活動を行っており、各学校におきましては、例えば、

- ①体育科のベースボール型のゲームでは、運動の得手、不得手にかかわらず、誰もが楽しめるようにルールを柔軟に変更したり、短いバットや柔らかいボールを使用して難易度を調整する
- ②総合的な学習の時間では、アイマスクを着けた視覚障害者の疑似体験や車椅子に乗ったり押し下りする体験、疑似体験セットを装着する高齢者体験等を行う
- ③日々の学習や生活において、特別支援学級と通常の学級に在籍する児童生徒が共に学んだり、運動会や集団宿泊学習等の学校行事で日常的に交流する機会を設けるなどが挙げられます。

市教育委員会といたしましては、このような教育活動を通して、児童生徒が多様性への理解を深めることに加え、一人一人が尊重され、互いを思いやる心や支え合ってよりよく生きようとする共生意識を引き続き育ててまいりたいと考えております。

#### (4) 小学生のスキー学習の実施状況について

①富山市議会自由民主党 金谷 幸則 議員 (12月4日)

(問) 市内小学校のスキー学習の実施状況について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 令和6年度につきましては、市内の小学校63校中51校が日帰り、3校が宿泊学習のプログラムの一つとしてスキー学習を実施しております。

また、スキー場につきましては、15校が牛岳温泉スキー場を利用しております。

(問) 減少している原因について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 15年前の平成22年度においては、市内の全小学校においてスキー学習を実施して

おりましたが、令和6年度は63校中54校と、スキー学習を実施している学校は減少しております。

その理由といたしましては、雪不足や暴風雪等といった天候の影響や、集団風邪等の流行によって、中止や延期が生じる場合があり、バスのキャンセル料が発生するとともに、学校の予定を急遽変更しなくてはならないなどの課題が挙げられます。

加えて、スキーになじみの薄い家庭においては、リフト代やバス代に加え、スキー用具やウェア等のレンタル料が必要となり、保護者の経済的負担が大きいことが考えられます。

#### (5) 「伝統芸能・文化の保存継承」について

##### ①自由民主党 藤田 克樹 議員（12月4日）

(問) 地域に根差した伝統文化の現状と課題の認識について問う。

<生涯学習課：事務局長答弁>

(答) 伝統文化につきましては、古くから人々の暮らしや価値観とともに受け継がれてきたものであり、単に歴史的・芸術的な価値だけではなく、人々のアイデンティティ形成にも深く関わっていることから、将来にわたり継承されていくことが重要であると考えております。

このような中、本市のみならず全国的にも人口減少や少子高齢化の進行による地域の伝統文化の担い手や活動費の不足が現状であり、深刻な課題でもあると考えております。

こうした課題に対応することが必要であることから、市教育委員会では、地域の伝統文化を含む指定の民俗文化財について、用具の修理や記録作成など、保存団体の活動に対する補助を行い、継承に必要な支援に努めているところであります。

また、国におきましても、担い手の育成や普及啓発など地域活性化につながる活用への補助を行っているところであり、市教育委員会におきましても、こうした支援情報の周知に努めております。

(問) 教育行政の枠内では、文化の発展的継承に限界があるのではないかと。

<生涯学習課：事務局長答弁>

(答) 観光振興や地域経済の活性化など、より広い視野に立った活用にかかる支援につきましては、国による支援のほか、市長部局においても地域振興や伝統文化の保存継承事業に対する補助制度が設置されているのが現状であります。

市教育委員会としましては、引き続き、市長部局と情報共有するとともに、活動団体から相談があった際には、お互いの役割の中で連携を図りながら支援を行ってまいりたいと考えております。

#### (6) 本市の不登校対策について

##### ①富山市議会自由民主党 飯山 勝彦 議員（12月4日）

(問) メタバースを活用した不登校支援の現状を問う。

<教育センター：教育長答弁>

(答) 市教育委員会では、日中、家で過ごす時間が長く、家族以外の人とのつながりがあまりない不登校児童生徒に対し、社会的なつながりや居場所づくり等を目的として、アバ

ターを介し、安心して交流活動ができるインターネット上の仮想空間を活用した「MAPメタバース」を、本年10月6日より実施しており、11月末時点で小学生14名、中学生16名の計30名の児童生徒に利用のためのアカウントを配付しており、そのうち25名が実際に利用しております。

利用する児童生徒は、自分の分身であるアバターをとおしてメタバース上で、

- ①他の児童生徒とのマイク機能を利用した会話やチャットを利用した交流
  - ②メタバース内で開催されているクイズ大会等のイベントへの参加
  - ③Web教材を活用したプログラミング学習
- 等の活動を、自分で選んで行っております。

運用開始から約2か月が経過した現在においては、鬼ごっこをしたり、互いにクイズを出し合うなど、メタバース空間内で子ども同士のかかわりも生まれてきております。

一方で、自分の好きなことにじっくり取り組みたいと考える児童生徒も一定数おり、ホワイトボードに自分の好きなイラストを集中して描いたり、オンライン教材に粘り強く取り組んでいる児童生徒もおります。

市教育委員会といたしましては、「MAPメタバース」が不登校児童生徒にとって安心できる居場所となるとともに、メタバース内での活動や交流をとおして、人とかかわる喜びを感じることで、校内サポートルーム等における対面での人とのかかわりにつなげていきたいと考えております。

(問) 「古志はるかぜ学園」の学校説明会の実施状況を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 古志はるかぜ学園の学校説明会は、より多くの児童生徒及びその保護者に学園について理解いただくため、本年11月1日と15日の2日にかけて実施しており、園児1名、小学生60名、中学生30名の合計91名の参加申込みがありました。

学校説明会においては、学校に行きづらさを感じている児童生徒が不安や緊張を抱えやすいことを踏まえ、会場内にリラックススペースを設置するなど、安心して参加できるよう配慮した上で、学園の概要や特別な教育課程を踏まえた教育内容、転入学の流れ等について説明いたしました。

全体での説明後に、児童生徒や保護者等からの個別の質問や相談に対して市教育委員会担当者が対応し、転入学に向けた疑問や不安の解消に努めたところ、保護者からは「自分のペースで学ぶことができる新たな時間『マイタイム』に興味があり、転入学について前向きに検討したい」等の声も聞かれたところであります。

現在は、学校説明会に参加した児童生徒のうち、転入学を希望する児童生徒の在籍校と教育委員会での面談を11月4日から、既に始めております。

市教育委員会といたしましては、各学校と連携を密に図りながら、面談を通して、児童生徒の状況を把握するとともに、本人の意欲を丁寧に確認しながら、学園が本人にとって適切な学びの場であるかを判断し、入学予定者を決定していきたいと考えております。

(問) 「古志はるかぜ学園」のコンセプトである「This is my school」を実現するために、どのような教育活動を展開していきたいと考えているのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 古志はるかぜ学園では、「This is my school」のコンセプトの下、不登校等の状態にある児童生徒が、安心して学びを再スタートできるよう、可能な限り従来の学校の枠組みにとらわれることなく、自分たちの学校を自分たちで作り上げていくような教育活動を展開したいと考えております。

例えば、学校行事や部活動、校則等といった、一般の学校では入学前に既に決まっているようなことについても、開校後に在籍する児童生徒と教職員が対話を重ね自分たちで形にし、必要に応じて見直し、改善していくような活動を大切にしていきたいと考えております。

また、授業におきましては、イェナプラン教育の理念やエッセンスを取り入れながら、本人の意思を尊重した上で、一人一人の学習状況や心の状態等に寄り添うことを大切にまいります。

加えて、古志はるかぜ学園は、浜黒崎海岸や古志の松原の松林といった自然豊かな環境に囲まれていることから、これらの場所を活用した自然体験等についても、児童生徒と活動内容を相談しながら実施してまいります。

市教育委員会といたしましては、このような教育を実現するためには、古志はるかぜ学園の教職員には、すべての児童生徒はユニークな存在であるという理念のもと、個に寄り添いながら、教職員も共に成長していこうとする姿勢が大切であり、古志はるかぜ学園での実践から得られる教育の原点ともいえる知見を、市内全ての教職員にも広げていくことで、本市の教育のさらなる充実につなげていきたいと考えております。

## (7) ICT教育について

### ①公明党 細川 博徳 議員(12月4日)

(問) 授業における一人1台端末活用の成果について問う。

<教育センター：教育長答弁>

(答) 市内の各学校における一人1台端末の活用例といたしましては、

- ①自分の考えをまとめる際に、端末を使い、取り上げる資料やグラフ、画像を吟味しながら、聞き手に伝わりやすいようにプレゼンテーション資料を作成する
- ②考えを練り上げる際に、クラスの友達の考えを自由に閲覧できる共同編集シートを活用することで、参考となる友達の考えを見だし、それを基にして、自分の考えを見直したり、よりよいものにする
- ③分からない事象や興味のある事柄等に出合った際に、インターネットを利用し、自分が納得できるまで調べることで、さらに理解を深める等があります。

また、市教育委員会では、GIGA拠点校を指定し、公開授業等をもとに、端末の効果的な活用の在り方について市内の教職員が対話する場を設けたり、実践事例をデータベース化し、市内の全教員が閲覧できる環境を整備するなどして、一人1台端末の効果的な利活用を推進してまいりました。

学校訪問等の授業においては、活用例のような一人1台端末を効果的に活用した場面を

見かけることが多くなってきており、市教育委員会といたしましては、一人1台端末の活用が児童生徒の「個別最適な学び」や他者との「協働的な学び」の実現に向けて、一定の成果をあげてきているものと考えております。

(問) 一人1台端末を取り入れた教科学習の実態について問う。

<教育センター：教育長答弁>

(答) 一人1台端末を取り入れた各教科の具体的な例といたしましては、

- ①国語科の作文の学習において、クラウド上で一度書いた作文を共有し、コメント機能を使って学級の仲間同士で互いにアドバイスをし合うことで、自分の意図が読み手に伝わりやすい作文を書くポイントをつかむ
- ②算数科の立体図形に関する学習において、アニメーションツールを使い、様々な展開図から立体ができる過程を見ることを通して、平面と空間の関係に対するイメージをふくらませる
- ③理科の物質の変化に関する学習において、実験の経過を動画で撮影し、物質が変化する瞬間を繰り返し見ることで、変化の仕方の詳細を理解する  
等が挙げられます。

一方で、例えば国語科の漢字の学習においては、鉛筆やノートを使って、文字の止め、はね、はらい、筆順に気をつけながら、丁寧に取り組む学習等も大切にしていかなければならないと考えております。

市教育委員会といたしましては、全ての教科において単元や題材、授業のねらいに即し、一人1台端末の利点を生かしながら、より効果的に活用していくことが重要であるとと考えております。

(問) 端末活用が児童生徒の学力向上や意欲にどのような影響があるのか。

<教育センター：教育長答弁>

(答) 活用例からも伺えるように、一人1台端末には、共同編集機能により、他者の意見や考えを容易に参照したり共有したりできる、必要な情報を素早く大量に収集できる、撮影した動画や画像等を繰り返し見ることができるなどの様々な利点があり、学習内容の理解や定着に効果があると考えております。

また、教師の指示のもと、一人1台端末を児童生徒が一斉に使う場面もありますが、一人1台端末には、学習内容の理解度や技能等に応じて、児童生徒一人一人が「文房具の一つ」として、自分が必要と感じたときに、自分のタイミングで使うことができるというよさがあり、児童生徒の学習意欲の向上につながるものと認識しております。

市教育委員会といたしましては、端末の効果的な活用が増えていくことが、児童生徒の「個別最適な学び」、他者との「協働的な学び」の充実につながり、その結果として、児童生徒の学力向上や意欲の高まりに大きく寄与していくものと考えております。

(8) 一人1台端末の整備について

①公明党 細川 博徳 議員(12月4日)

(問) 家庭学習時の通信環境差への対策について問う。

<教育センター：教育長答弁>

(答) 本市では、令和2年度より、家庭においても一人1台端末を活用した子どもたちの学びを保障するため、Wi-Fi環境が整っていない就学援助等を受けている家庭へのモバイルルーターの貸与や、その通信に要する費用の支援を継続して行っております。

モバイルルーターは、令和6年度は70世帯、令和7年度は、11月末現在で61世帯に貸し出しております。

市教育委員会といたしましては、家庭における通信環境の格差により、子どもたちの学びを止めることがないよう、今後も支援を継続していきたいと考えております。

(問) 機器管理と機器トラブルへの対応について問う。

<教育センター：教育長答弁>

(答) 児童生徒が使用する端末については、教育センターが保守業務を委託する教育サポートデスクと連携しながら端末の所在や台数等を管理しております。

また、各学校には予備機を配備しており、機器の不具合、故障等のトラブルがあった際には、児童生徒に代替機として、予備機を使って学習できるようにしております。

さらに、ICT支援員を市内全小・中学校に月1回程度派遣し、機器の不具合やトラブルについての各学校の要望に直接対応する体制を整えております。

(問) 端末更新時の仕様に対する見解を問う。

<教育センター：教育長答弁>

(答) 児童生徒が一人1台端末を学習活動において日常的に活用するためには、安全性、耐久性、扱いやすさはもとより、汎用性の高いアプリケーションを備えた機種であることがより重要であると考えております。

そのことから、市教育委員会といたしましては、端末更新時には、

- ①児童生徒にとって扱いやすい汎用性の高いアプリケーションを備えていること
  - ②長時間の連続使用ができるバッテリーを搭載していること
  - ③児童生徒に身体的負担のかからない重量であること
  - ④児童生徒の多様な学習活動にも耐えうるとともに、例えば、誤って鉛筆等をはさんでふたを閉じても液晶が破損しにくいなどの強度であること
- 等を考慮し、更新を進めてまいります。

(問) 更新時の費用と今後の端末費用負担について、市としてどのような財源計画で、保護者負担をどのように位置づけているのか。

<教育センター：教育長答弁>

(答) GIGA第2期における一人1台端末の更新費用といたしましては、文部科学省の「公立学校情報機器整備事業費補助金」を活用することとしており、その補助率は3分の2で、1台あたりの補助額の上限は、5万5千円であります。

また、残りの3分の1は自治体負担ではありますが、地方財政措置の対象となってい

ることから、現在のところ、保護者負担はございません。

今後の端末の費用負担につきましては、一人1台端末が子どもたちの学習に欠かすことのできないツールであることから、全国都市教育長協議会等を通して、国に財政措置を要望しているところであり、引き続き、国や他都市の動向等を注視してまいります。

## (9) 本市における学校選択制について

### ①立憲民主党 岡部 享 議員（12月8日）

(問) 学校選択制のねらいについて問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市における学校選択制は、富山市立中学校・義務教育学校後期課程の入学生が、「自ら希望した中学校・義務教育学校へ進学することで、学校生活への自主的・主体的な心構えが育つこと」をねらいとして、平成20年度より実施しているものであります。

(問) 令和8年度の受け入れ枠が大幅に減少したことや受け入れ枠が0人に対する保護者からの問い合わせの有無とその内容について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 今年度の学校選択制の受け入れ枠を公表しましたところ、受け入れ枠を0人とした学校への入学を希望する児童の保護者から、市教育委員会には11件の問い合わせがありました。

その内容としましては、

- ①今後児童の転出があったとしても受け入れはされないのか
- ②希望する部活動が開設されている学校を選択することはできないのか
- ③校区は異なるが、希望する学校の方が、通学距離が短いので進学させたいなどが挙げられます。

(問) 受け入れ枠0人が4校で発生していることについて、選択肢から除外となるなど、選択制そのものに問題が生じると考えるが見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市における学校選択制は、各中学校・義務教育学校後期課程の通学区域内に居住している小学6年生の児童が、通学区域内の中学校への進学を希望した際には、確実に入学できることを前提としております。

その上で、通学区域内の小学6年生の児童数等を基に、各中学校・義務教育学校後期課程の学級数を決定し、学級数を増やさない範囲で、学校選択制を利用して入学することができる人数を算出しており、場合によっては、学校選択制の受け入れ枠を設定できない中学校が生じる制度であります。

市教育委員会といたしましては、本市の学校選択制は可能な範囲での児童の希望にこたえられる制度であり、受け入れ枠が0人になった学校があったからといって、特に問題が生じたとは考えておりません。

## (10) 中学校35人学級の実施について

### ①立憲民主党 岡部 享 議員(12月8日)

(問) 本市における令和8年度からの第1学年35人学級導入に向けた状況について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正・公布され、その附則において「公立の中学校の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和8年度から35人に引き下げよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること」が示されました。

これを受け、県からは同様の連絡を受けており、市内の中学校におきましても、令和8年度の中学校1年生から35人学級が導入されることとなっております。

(問) 本市でも過去に担任が不足する事態が発生したが、35人学級実施に伴い教員等には十分に確保されているか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 平成31年度当初には市内小・中学校全体で、正規教員及び臨時的任用講師が不足し、担任が配置できない事態が発生しております。

教職員の確保は県教育委員会が行っていることから、市教育委員会といたしましては、引き続き同様の事態が発生しないよう、県教育委員会に強く要望してまいります。

## (11) 養護教諭の人員確保について

### ①立憲民主党 岡部 享 議員(12月8日)

(問) 来年4月に開校が決定している学びの多様化学校「古志はるかぜ学園」において新たに養護教諭の配置が必要となるが、正規職員の養護教諭が配置できる体制ができているか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 教職員の確保は県教育委員会が行っていることから、市教育委員会といたしましては、「古志はるかぜ学園」におきましても、確実に養護教諭が配置されるよう、県教育委員会に強く要望してまいります。

## (12) 地震、洪水など自然災害への対応について

### ①自由民主党 江西 照康 議員(12月8日)

(問) 強い揺れを伴う地震発生後の児童生徒の避難場所はどのように判断するのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 強い揺れを伴う地震が発生した際、各学校においては、危機管理マニュアルに基づき、揺れが収まった後に、教職員が速やかに校舎や体育館等の施設の安全性や火災発生の有無のほか、落下物やガラスの破片等により、避難の際に危険な経路がないかなどを確認し、管理職に報告いたします。

また、これらの確認と並行して、管理職等は市の防災無線やテレビ、インターネット等から震度やマグニチュード、震源地といった地震そのものに関する情報や、津波等の情報を入手いたします。

これらの情報に加え、周辺の状況や当日の気象状況等を考慮し、最終的には校長が総合的に判断し、グラウンドや体育館等といった避難場所や避難経路を決定いたします。

(13) 不登校、多様な学び、居場所づくりについて

①日本共産党 赤星 ゆかり 議員(12月8日)

(問) 不登校の子どもたちや保護者の声をどう受け止め、その気持ちにどう寄り添うのか。また、こうした声を直接聞く場を設けるべきではないか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 市教育委員会に届けられた「不登校・多様な学びのアンケート～子ども達・保護者の声を～」は、不登校児童生徒及びその保護者に寄り添った支援を実現していくための貴重なご意見として受け止めております。

市教育委員会といたしましては、不登校児童生徒への支援を進めるにあたっては、欠席の状況や家族構成、友人関係、本人の特性等を把握した上で、今ほどありましたアンケートをはじめ、市教育委員会や各学校に寄せられている不登校児童生徒及び保護者からの様々な声を受け止めつつ、児童生徒の視点に立って、悩みや願いに寄り添い、言葉の奥に秘められた本音に気付こうとするなど、共感的な姿勢を大切に、一人一人に寄り添った支援に努めていくことが重要であると考えております。

また、市教育委員会では、様々な悩みをもつ児童生徒やその保護者の思いを受け止めるために、市教育センターにおいて、来所による対面での相談に加え、電話・オンラインでも相談できる体制を整えており、令和6年度は来所による相談が850件、電話・オンラインによる相談が239件あり、そのうち不登校に関する相談は、それぞれ691件と58件でありました。

加えて、令和元年度から、不登校児童生徒の保護者等を対象に、民間のフリースクールや関係機関等と連携した相談会「『学校に行きづらい』と感じている子どもたちをサポートしたい」を実施しているところであり、令和6年度は4回開催し、参加者は、延べ79名でありました。

市教育委員会といたしましては、これらの取組を継続していくことで、不登校児童生徒及びその保護者の思いを受け止めていきたいと考えております。

(問) 「古志はるかぜ学園」への転入学の手続きに関する児童生徒の面談の負担を極力軽減できるよう見直すことができないか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 市教育委員会では、「古志はるかぜ学園」への転入学を希望する児童生徒及び保護者に対し、在籍校と市教育委員会のそれぞれにおいて、面談を実施しております。

面談は、「古志はるかぜ学園」が児童生徒本人にとって適切な学びの場であるかを判断するために、極めて重要な機会であると考えており、在籍校と市教育委員会での面談では、例えば、学園でやってみたいことといった本人の意欲や現在の生活状況、通学手段等、一人一人の状況を丁寧に確認しているところであります。

加えて、一人一人の生活状況や「古志はるかぜ学園」への思い等を事前に把握しておくことは、個に寄り添った支援を充実させ、新たな学校生活をスムーズにスタートするためには不可欠なことだと考えております。

市教育委員会といたしましては、児童生徒が市教育委員会と面談する際には、安心して話することができるようリラックススペースのある部屋を準備し、臨床心理士等が担当したり、面接日時を柔軟に変更するなどして、児童生徒の心理的負担にも十分配慮しな

がら、面談を実施してまいりたいと考えております。

(問) 県が実施している「フリースクール等通所児童生徒支援事業」について、フリースクールを利用した日に登校していた場合は、補助の対象とならないが、制度を改善できないか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 県教育委員会が実施している「フリースクール等通所児童生徒支援事業」とは、フリースクール等を利用する児童生徒をもつ保護者を対象に、一人につき月額利用料の2分の1以内で、15,000円を上限として補助する制度であります。

市教育委員会といたしましては、この事業における補助要件や申請方法等は県教育委員会が定めていることから、ご指摘のような保護者からの声があることを、機会を捉えて県教育委員会に対して伝えてまいります。

#### (14) 犯罪のない安全で安心な暮らしの実現について

##### ①未来をつくる 福田 敏彦 議員(12月9日)

(問) 特殊詐欺や薬物乱用等のSNSを介した犯罪の低年齢化が進む中、児童生徒にどのような対策を実施しているのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 市教育委員会といたしましては、SNSの普及によって、年齢を問わず誰もが犯罪の加害者や被害者となるリスクが高まっていると認識しており、各学校においては、特別の教科道徳の授業を要として、教育活動のあらゆる場面において、機会をとらえながら、善悪を判断する資質・能力を育んでいくことがますます重要になってきていると考えております。

各学校では、例えば、特別の教科道徳の授業において「情報社会の中でのよりよい生き方」等の題材をとおして、インターネットの不確かな情報をうのみにしたり、拡散しないことなど、情報モラルの基礎となる判断力や態度を育てています。

また、学校行事等の特別活動をとおして、相手の気持ちを思いやる心や多様な価値観を尊重し合う態度を培うなど、SNS利用に限らず、人として大切にすべき態度や規範意識を身につけられるよう、継続して指導を行っているところであります。

さらには、時代とともに変化するインターネット犯罪に対して、学校薬剤師等の専門家を招いて薬物に対する正しい知識や誘われた時の断り方などを学ぶ薬物乱用防止教室を開催したり、警察や通信事業者等の方から、SNSトラブルに関する具体的な事例を聞くことをとおして、子どもたちが自らの判断でリスクを回避することができるよう指導しております。

加えて市教育委員会では、市内全ての小学校5年生を対象に、情報との適切な向き合い方を身につけることをねらいとした「情報モラル講座」を実施したり、中学生に向けて、インターネットを介した消費者トラブルに巻き込まれないためのガイドブックを配付するなどして、SNSの正しい使い方について学ぶ機会を設けているところであります。

(問) 保護者に対して、子どものSNS使用に関する注意喚起をどのように実施しているのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 市教育委員会では、本年4月に保護者に対して、各学校から保護者連絡用アプリを利用して、子どもたちにSNSを使用する際の危険性を家庭でも指導していただくよう依頼文を発送したところであります。

また、警察庁や文部科学省、こども家庭庁等が作成したフィルタリングの設定方法やスマートフォン依存の危険性をまとめたリーフレット等を、各学校をとおして保護者に配付し、情報モラル教育への協力をお願いしているところであります。

各学校におきましては、入学式や新入生説明会といった多くの保護者が集まる機会に、生徒指導担当教員や富山県警少年サポートセンターの職員等から、最新のSNSトラブルの具体例を挙げながら、その危険性を説明したり、生活リズムが乱れがちになる長期休業前の保護者懇談会の際に、児童生徒一人一人の状況に応じた家庭における適切な指導等についてお願いしているところであります。

加えて、各学校のPTAの中には、学校と連携して「親学び講座」と題したPTA行事を実施し、子どもたちのSNS利用に関する保護者同士の情報交換の場を設けているところもあります。

市教育委員会といたしましては、関係機関等の力を借りながら、保護者との協力の下、インターネット社会を生きる子どもたちの情報モラル教育を引き続き充実させていきたいと考えております。

#### (15) 小・中学校における多忙化解消と勤務条件の改善について

##### ①立憲民主党 東 篤 議員(12月9日)

(問) 本市小・中学校教職員の1か月当たりの時間外在校等時間について、令和5年度から令和7年10月までの平均値を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 令和5年度の教職員一人当たりの1か月の時間外在校等時間の平均については、小学校は37時間08分、中学校は42時間09分でありました。

令和6年度の平均については、小学校は35時間07分、中学校は39時間22分でありました。

令和7年度に関しましては、10月末までの平均で、小学校は35時間42分、中学校は38時間50分となっております。

(問) 時間外在校等時間が2か月続けて平均80時間を超える場合や一月において100時間を超える教職員がいる場合は、当事者を指導するだけでなく、職場全体の業務削減や平準化を行うよう、学校長などの管理職を指導することが必要だと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 市教育委員会では、令和5年8月から時間外在校等時間が月80時間を超える教職員については、管理職が面談を行うことで状況を確認し、本人と話し合っただけで決めた改善に向けての具体的な取り組みを市教育委員会に報告することとしております。

加えて、令和6年7月からは、時間外在校等時間が一月で100時間、もしくは2か月

連続で80時間を超える教職員がいた場合、その学校を市教育委員会の担当者が訪問し、本人及び管理職と面談を行うとともに、管理職に対しては、校務分掌の調整をするなどして業務の平準化を図るよう、指導しております。

市教育委員会といたしましては、時間外在校等時間が一月で100時間、もしくは2か月連続で80時間を超える教職員を出すことがないように、現在の取り組みを継続するとともに、引き続き、業務改善の好事例を共有するなどして、各学校を指導していきたいと考えております。

(問) 会議・研修などによって休憩時間を取れない状況を解消するため、学校長などの管理職を指導することが必要だと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 各学校の休憩時間は、校長が時間割や教職員の勤務実態等を総合的に判断し、子どもたちへの指導・監督を行うため、担任と無担任の休憩時間を分けるなどの工夫をして、勤務時間を割り振っております。

市教育委員会としましては、教職員が心身の健康を保持し、質の高い教育活動を行うためには、休憩時間が適切に確保されることは重要なことだと考えており、定例校園長会等の機会を捉え、休憩時間に配慮して、会議や研修などを設定するよう、引き続き管理職に指導してまいります。

(問) 育児短時間勤務や男性の育休など、子育てに関わる休暇を安心して取得できるよう、学校長などの管理職を指導することが必要だと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 市教育委員会では、本年8月に「男性教職員の育児に伴う休暇・休業の取得促進について」の通知を発出し、育児休業や育児に係る休暇の取得意義や制度等を各学校に周知し、子育てに関わる教職員に対して、合計1か月以上の休暇・休業の取得を推奨しております。

加えて、教職員が希望どおりに育児休業の期間等を取得できるよう、各学校における業務運営への影響を最小限に留める体制づくりの推進を指示しております。

市教育委員会といたしましては、定例校園長会等の機会をとらえ、男女を問わず子育てに関わる教職員が安心して制度を活用できるように、休暇等を取得しやすい雰囲気の醸成に努めるよう、引き続き管理職へ指導してまいります。

(問) 小学校の外国語科や外国語活動を支援するALT、特別な支援を必要とする児童生徒のためのスクールサポーターについて、市単独の加配をさらに増やすことが必要だと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市におきましては、外国語指導助手、いわゆるALT33名を、市内全小・中学校に配置しており、外国語活動や英語の授業等で教員とともに児童生徒への指導にあっております。

また、スクールサポーターにつきましては、特別な配慮が必要な児童生徒に対する学習支援や担任の補助を行うことを目的として、現在75名を市内全小・中学校に配置しており、学習支援はもとより、学校行事や日常的な支援等、児童生徒の困難さや学校のニーズ

に応じた対応を行っております。

これらの外部人材の配置は、教員の多忙化解消のみならず、学習指導の充実や特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな支援につながることから、市教育委員会といたしましては、学校の実情を鑑みながら、今後も適正な配置に努めるとともに、必要に応じて今後の増員について検討してまいりたいと考えております。

(問) 児童生徒の指導支援などをするICT支援員の訪問回数や訪問時間を増やすことが必要だと考えるが、見解を問う。

<教育センター：事務局長答弁>

(答) ICT支援員は、授業支援や研修支援等、各学校における日常的な教員のICT活用を支援する役割を担うもので、本市では令和3年度から専門業者に委託し、市内全ての小・中学校へ派遣しております。

ICT支援員の訪問状況といたしましては、訪問回数は各学校に月1回程度、訪問時間は1回当たり3時間としており、学校からの急な要望に対しても、ICT支援員が臨時に訪問し、対応する体制を整えております。

また、一人1台端末の不具合やアプリケーションの使い方に関する学校からの問合せに、ICT支援員が電話やメール、アンケートフォームで応える窓口を年間を通じて開設しており、学校がいつでも相談できる体制を整えております。

市教育委員会といたしましては、現状の体制で支障なく一人1台端末等のICT活用が推進されていることから、ICT支援員の訪問回数や訪問時間を増やすことは現在のところ考えておりません。

(問) 学習補助員の時給単価を臨時的任用講師並に引き上げるとともに、休暇制度や社会保障制度の拡充を図るなど、身分保障の改善を図ることが必要だと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 学習補助員は、複式学級において、担任の学習指導や生徒指導を補助する業務を行うことを目的に、市教育委員会が会計年度任用職員として任用している方で、一人で授業を行うことはありません。

一方、臨時的任用講師は、産前産後等の休暇や育児休業、病気休暇・休職等を取得している教諭や養護教諭等の代替教員として、県教育委員会が任用している方で、担任を受けもったり、一人で授業や保健業務等を行っております。

市教育委員会といたしましては、学習補助員と臨時的任用講師は、任用に関する法律や業務の内容が異なるため、その処遇等を単純に比較することはできないと考えており、今後の学習補助員の時給単価の引き上げ及び身分保障の改善につきましては、本市の会計年度任用職員全体とのバランスを考慮しながら、検討してまいります。

(問) 6月の給特法改正で示された「業務量管理・健康確保措置実施計画」を速やかに策定し、学校現場での周知徹底期間を十分に確保することが必要だと考えるが、見解を問う。

加えて、各学校においては、本計画を基に「働き方改革」に関する内容を明確に示すことが必要であると考え、見解を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 本年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」いわゆる「給特法」が改正され、令和11年度までに、平均の時間外在校等時間を、月30時間程度に縮減する目標が示され、その達成に向けて、市町村教育委員会においては、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を令和8年3月までに策定することが義務付けられました。

議員ご指摘のとおり、「業務量管理・健康確保措置実施計画」につきましては、一定の周知期間は必要だと考えておりますが、教員の任命権者は県教育委員会であり、市町村をまたいでの変動もあることから、現在、市教育委員会では、県教育委員会の指導の下、他市町村の実施計画との整合性を図りながら、策定を進めているところであり、策定後は速やかに周知を図ってまいります。

また、6月に改正された給特法においては、学校運営協議会を置く学校について、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を、学校運営協議会の承認を得ることが必要な「学校運営に関する基本的な方針」に含めることとなっております。

本市におきましては、市内すべての小・中学校に学校運営協議会が設置されていることから、市教育委員会といたしましては、校長が作成する学校経営計画に、業務改善に関する取組が明示されるとともに、その取組が学校運営協議会の委員から承認・共有されることで、地域や保護者のご理解と協力の下、働き方改革がさらに推進されるものと考えております。

## 議案第184号

## 損害賠償の額を定める件

第13回富山市チャレンジ陸上記録会に伴う輸送バスの賃貸借契約について、次のとおり契約解除に伴う損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年12月18日提出

富山市長 藤井 裕久

## 記

- 1 損害賠償の額 2,306,700円
- 2 損害賠償の相手方 富山市桜町一丁目1番36号  
富山地鉄サービス株式会社  
代表取締役社長 中田 邦彦
- 3 概 要

令和7年11月10日に開催を予定していた第13回富山市チャレンジ陸上記録会について、その前日の気象予報において当日の悪天候が予想されていたことから、開催を中止とした。

これにより、市内各小学校から開催会場である富山県総合運動公園陸上競技場までの間の参加者の輸送を目的とし、令和7年4月14日付けで締結していたバスの賃貸借契約を令和7年11月9日に解除したことから、同契約書第15条第2項に基づき損害費用を賠償するもの。

# 損害賠償の額を定める件について

[学校教育課]

## (1) 趣旨

第13回富山市チャレンジ陸上記録会に伴う輸送バスの賃貸借契約の契約解除に伴う損害賠償の額を定めるもの。

## (2) 内容

①損害賠償の額 2,306,700円

### ②損害賠償の相手方

富山市桜町一丁目1番36号

富山地铁サービス株式会社 代表取締役社長 中田 邦彦

### ③概要

令和7年11月10日に開催を予定していた第13回富山市チャレンジ陸上記録会について、その前日である同月9日における気象予報において開催当日の悪天候が予想されていたことから、その開催を中止とした。

これにより、市内各小学校から開催会場である富山県総合運動公園陸上競技場までの間の参加者の輸送を目的とし、令和7年4月14日付けで締結していたバスの賃貸借契約を令和7年11月9日に解除したことから、同契約書第15条第2項に基づき解除に伴う損害費用を賠償するもの。

### ④当該契約内容

契約額：4,613,400円

(契約書該当条文抜粋)

第15条 発注者は、賃貸借期間が満了するまでの間は、前2条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害の賠償として、解除した時点に応じて、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款(国土交通省告示第1122号令和6年8月30日)に準拠し、下記のとおり金額を支払わなければならない。

配車日の14日前から8日前まで	本契約の税込金額の20%に相当する922,680円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額83,880円)
配車日の7日前から配車日時24時間前まで	本契約の税込金額の30%に相当する1,384,020円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額125,820円)
配車日時の24時間前以降	本契約の税込金額の50%に相当する2,306,700円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額209,700円)

## 富山市教育DX政策監の委嘱について

[教育センター]

### (1) 趣旨

富山市教育DX政策監に谷正友氏を再任し、委嘱することを報告するもの。

### (2) 富山市教育DX政策監

ア. 氏名 谷 正友

イ. 経歴等 一般社団法人教育ICT政策支援機構代表理事  
文部科学省 学校DX戦略アドバイザー委員

### (3) 任期

令和8年2月1日から令和9年1月31日

### (4) 実績

- ・クラウドベースの教育ネットワークへの提案や助言
- ・一人1台端末の調達における他自治体情報の提供や具体的な助言
- ・教育情報セキュリティポリシー及び実施手順の作成補助
- ・文部科学省の動向についての情報提供 等



木彫額「兎」 明治～大正時代 村上九郎作  
富山市郷土博物館蔵



打出し銀盃 江戸～明治時代 民野照親  
富山市郷土博物館蔵



銅製 鼠置物 明治時代  
室江吉兵衛宗智  
富山市郷土博物館蔵



鶏頭双鶏之図屏風 尾竹国観 富山市郷土博物館蔵

富山の美術工芸

めぐりゆく  
技と美



色絵鶏香炉 二代 横萩一光  
明治～大正時代  
富山市郷土博物館蔵

2025年 2026年  
12月13日(土) → 2月15日(日)

開館時間 9時 → 17時  
(ご入館は16時30分まで)

休館日 12/18, 12/28 → 1/4, 2/12

観覧料 大人 210円(団体 170円)

高校生以下無料

主催 富山市教育委員会 (富山市佐藤記念美術館)

富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)  
TEL.(076)432-9031 FAX.(076)432-9080

# めぐりゆく技と美

2025

2026

12/13(土) → 2/15(日)

休館日 12/18, 12/28 → 1/4, 2/12



袖田青貝細工 草子洗小町硯箱  
江戸時代 袖田重広  
富山市郷土博物館蔵



小杉焼 緑釉大徳利  
嘉永2年  
富山市郷土博物館蔵



前田利保 能舞三姿図(三幅の内「翁」) 江戸時代  
木村立嶽  
富山市郷土博物館蔵

江戸時代の越中では、さまざまな美術工芸品が製作されました。ゆかりの絵師としては、狩野派に学び、優れた画技で富山藩の御用をつとめた木村立嶽、京都に出て活躍し岸派を興した岸駒らがあります。工芸では、精緻な螺鈿技法により漆器を製作した袖田家や、武器を手がけた明珍家、金象嵌の三海家など、細工方で腕をふるった職人たちがいました。さらに、やきものでは、富山藩の保護を受けて興隆した、越中丸山焼、加賀藩の特権を得て流通した越中瀬戸焼、小杉焼などがみられます。しかし、この多くが明治維新以降、藩の後ろだてを失い衰退を余儀なくされるのです。



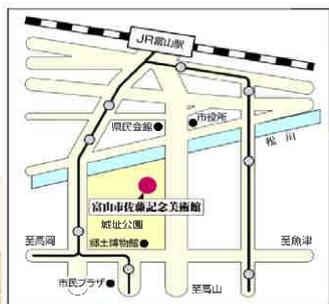
打出し蝸蠃香合 江戸～明治時代  
明珍宗光 富山市郷土博物館蔵



越中焼 水指 明治時代

一方、新政府は近代化のために殖産興業政策をかかげ、国内外の博覧会への出品物の製作、輸出を推進するようになります。一度は職を失った細工職人たちは、高度な技を用いて、海外向けの精巧な品々を手がけるようになります。また、絵師たちは西洋画技法を取り入れた新たな表現に挑むと共に、輸出品の図案なども手がけました。富山でも博覧会や共進会が開かれる様になり、県産品を陳列し紹介する県立工芸品陳列場も開設します。さらに、技の継承や開発、人材育成のために富山県工芸学校も創設されるのです。

本展では富山の地で培われる技と美が、移り変わる時代の中でも絶えることなく、情熱ある人々の手により伝えられ、変容しながらも、強く、美しく、めぐりゆくさまを作品を通してご覧いただきたいと思えます。



## 【交通案内】

- 富山駅から徒歩 10 分
  - 市内電車「国際会議場前」下車 徒歩 3 分
  - 地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩 2 分
  - 富山空港より連絡バスで 20 分
  - 北陸自動車道 富山 I.C.より車で 15 分
- ◎ 当館に駐車場はございません。最寄りの駐車場（有料）は城址公園地下駐車場です。

## 【学芸員による解説会】

12月20日(土)、12月27日(土)、1月12日(月・祝)、1月24日(土)、  
2月7日(土)、2月14日(土)  
いずれも 13:30 より 会場：当館展示室 ※事前申し込み不要、要観覧料

富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)  
TEL.(076)432-9031 FAX.(076)432-9080